

高知くらしの護身術

214

製品の安全

事故はまず相談を

(2011年7月12日掲載原稿)

テレビの発火事故やガス湯沸かし器の一酸化炭素中毒事故など企業の責任が問われる製品事故があり、製品安全関連法の整備がされています。

例えば消費者が使用する製品のうち、安全性の確保が求められる製品については、国が品目を指定し、危害の発生を防止するために必要な技術基準を定めています。製造業者や輸入業者は、製品がその技術基準に適合していることを確かめ、基準に適合した証として製品にPSマークを表示して販売することになっています。

また、長期使用製品の経年劣化対策として、安全点検制度が設けられ、業者には長期使用した製品の安全点検に関する情報提供や保守サポートが義務付けられています。

しかしながら様々な安全対策がされていても製品事故は日々発生しています。では実際に自分や家族が製品事故にあったときにはどうしたらいいのでしょうか。

製品の事故か自分の不注意か迷うケースも多いと思いますが、迷ったときでも、まずは当センターに相談してください。被害の状況や事業者との経緯などを詳しくお伺いした上で、消費者庁や経済産業省に報告するなど適切な対応をさせていただきます。

昨年度、リコール（部品の無償交換）となった「幼児向け室内遊具」は、消費者から当センターへの相談がきっかけでした。製品事故情報や製品の回収、無償修理に関する情報は、経済産業省や国民生活センターなどのホームページに掲載されています。当センターのホームページにもリンクを貼っていますのでご覧ください。